

荒川区 地域福祉計画

【概要版】

令和8年度 — 令和13年度

令和8年3月

荒川区

計画策定の目的・趣旨

近年区では、人口は微増傾向となっておりますが、後期高齢者の増加や、医療・介護需要の高まる中、ダブルケアや8050問題、ひきこもり、ヤングケアラーなど、世帯が抱える課題は複雑化・複合化しています。

これまでも、町会・自治会、民生・児童委員、社会福祉協議会や社福法人、ボランティア団体等の自主的な活動を通じて、地域の課題解決にも協力をいただきましたが、今後は行政と地域の団体等が、より連携・協働し、包括的な支援体制の構築を目指していく必要があります。

このような状況を踏まえ、これまでの地域における活動を基盤としつつ、地域共生社会の実現を目指した地域福祉の推進に向け、「荒川区地域福祉計画」(以下「本計画」という。)を策定しました。

計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく区市町村地域福祉計画として、また、区の健康・福祉分野の上位計画として位置付け、区の地域保健福祉の向上のための理念や基本的な方向性、共通して取り組むべき事項を定めます。

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に規定する「区市町村成年後見制度利用促進基本計画」を、本計画に内包します。また、重層的支援体制整備事業の関連項目をもって、社会福祉法第106条の5に規定する「重層的支援体制整備事業実施計画」として位置付けます。

他の計画との関係図



基本理念

今後の地域社会の目指すべき姿は、区民が相互に信頼し合い、助け合いながら生活することができる「地域共生社会」を構築していくことです。
本計画の基本理念は、区と地域とが協働して実現すべき地域福祉の将来像として、以下のとおり定めます。

幾重ものつながりと支え合いで地域の力を育み、
誰もが自分らしく、いきいきと暮らせるまち あらかわ

基本方針

基本理念を実現するために進めていく施策の基本方針は、以下のとおりとします。

1 つなぎ支え合う地域づくり

誰もが集える居場所等を地域の身近な場所に整備するとともに、地域の多様な活動を支援することで、地域の力を育みます。また、地域の課題にいち早く気付き、必要な支援につなげていけるよう、アウトリーチによる相談等を推進するとともに、区と関係団体等との連携を強化して伴走型の相談・支援体制を構築し、つなぎ支え合う地域づくりを進めます。

2 誰もが安心して暮らし続けられる地域づくり

多様化、複雑化する地域の課題や悩み等を抱えた個人や世帯のニーズに対応し、それらの解決や改善を図るため、福祉や保健の分野に限らず、関連する様々な制度やサービス等の狭間を埋め、重なるようにつないで必要に応じた支援を届け、安心して暮らし続けられる地域をつくっていきます。

また、地域に暮らす方々の権利が守られ、お互いに信頼し、尊重し合い、自分らしく暮らすことのできる地域づくりを進めます。

3 地域福祉を支える基盤づくり

福祉分野を支え、サービスを担う人が働きやすく、働く意欲を持てるような環境づくりと、提供するサービスの質が維持・向上されるよう、組織の育成や支援を行います。

基本方針

1

つなぎ支え合う地域づくり

- (1) 地域の多様な活動の推進
 - ① ボランティア活動・地域活動の支援
 - ② 高齢者や障がい者の社会参加の推進
 - ③ 民生委員・児童委員、町会・自治会の活動支援
 - ④ 再犯防止に関する活動の促進
- (2) 身近な地域の居場所づくり
 - ① 高齢者のサロン活動の推進
 - ② 子どもや若者の居場所づくり
 - ③ 誰もが集える居場所づくりの推進
- (3) 地域住民等と行政の協働による地域生活課題の解決体制の構築
 - ① 地域における見守り・防犯活動の推進
 - ② 社会福祉協議会等との連携・協働
 - ③ 民間事業者等との連携・協働
 - ④ 多文化共生の推進
- (4) 包括的な相談・支援体制の構築

基本方針

2

誰もが安心して暮らし続けられる地域づくり

- (1) 住宅確保要配慮者への支援
- (2) 生活困窮者への総合的な支援体制の整備
- (3) 多様な地域生活課題への対応
 - ① 高齢者への支援
 - ② 障がい者（児）への支援
 - ③ 子ども・子育て家庭・若者への支援
 - ④ ケアラーへの支援
 - ⑤ ひとり親家庭・困難な問題を抱える女性への支援
 - ⑥ 在宅医療に関する支援
 - ⑦ 自殺対策
 - ⑧ 社会的孤立をなくすための支援
- (4) 権利擁護の推進（成年後見制度利用促進基本計画）
 - ① 権利擁護に関する総合的な取組
 - ② 成年後見制度の利用促進
- (5) 災害時要配慮者対策の推進

基本方針

3

地域福祉を支える基盤づくり

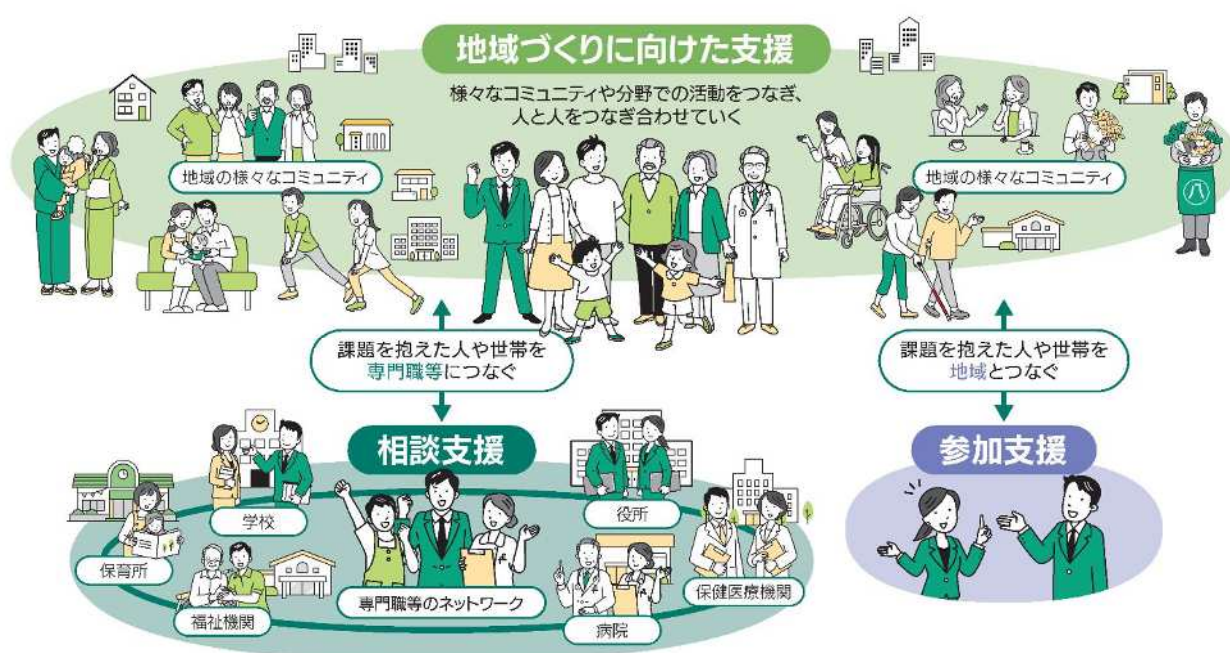
- (1) 福祉人材の確保・定着・育成
- (2) 福祉サービスの質の向上
- (3) デジタル技術の活用等
- (4) バリアフリーの推進

重層的支援体制の整備

重層的支援体制整備事業とは

国においては、令和2(2020)年の社会福祉法改正により、令和3(2021)年4月に重層的支援体制整備事業が創設されました。この事業では、従来の相談・支援等の取組を生かしつつ、属性を問わない相談支援、社会とのつながりを回復する参加支援、地域や住民同士の支え合いの輪を広げ、暮らしの身近なところで困りごとに気づき支え合える地域づくりといった、分野横断的な取組を一体的に展開することにより、地域共生社会の実現を図ることとしています。

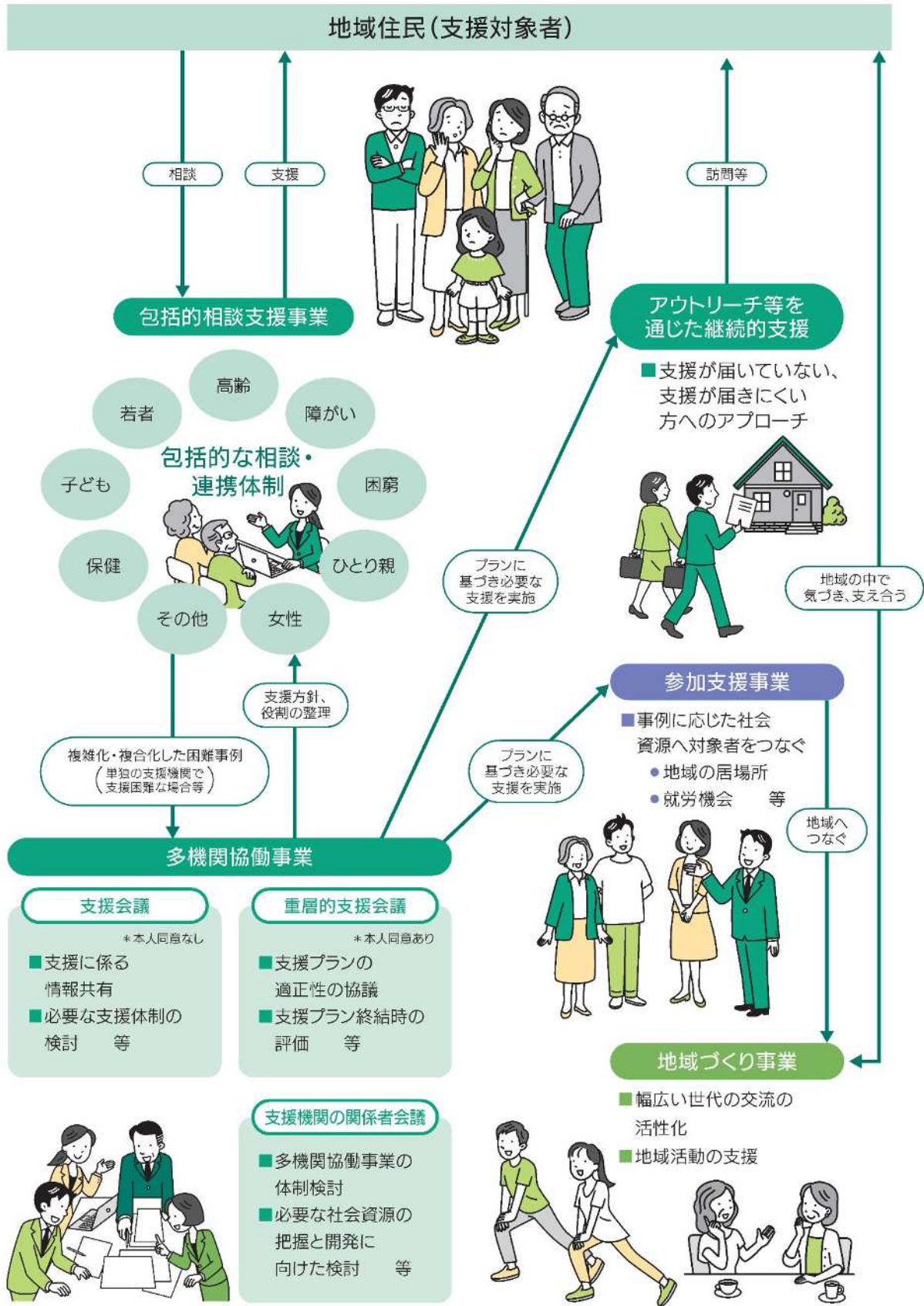
重層的支援体制整備事業の全体像



区における重層的支援体制整備の考え方・実施事業の概要と提供体制

区では、令和8(2026)年度から重層的支援体制整備事業を実施し、区における地域共生社会の推進を図ります。この事業では、「受け止め、つながり、支え合う、あらかわ」をスローガンとして掲げ、区全体で包括的な支援体制の構築を図り、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる社会の実現を目指します。「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を推進するために、社会福祉法に定める重層的支援体制整備事業における5つの事業について、一体的に実施することで事業効果を高めます。

区における重層的支援体制整備事業のフロー図



基本方針1 つなぎ支え合う地域づくり

誰もが集える居場所等を地域の身近な場所に整備するとともに、地域の多様な活動を支援することで、地域の力を育みます。また、地域の課題にいち早く気付き、必要な支援につなげていけるよう、アウトリーチによる相談等を推進するとともに、区と関係団体等との連携を強化して伴走型の相談・支援体制を構築し、つなぎ支え合う地域づくりを進めます。

(1) 地域の多様な活動の推進 [計画本書 P.33 ~]**ボランティア活動・地域活動の支援**

地域の様々な課題に対応している団体の活動を区民に広く紹介していくとともに、これまでボランティア活動や地域活動に携わったことがない方も参加できるような環境づくりを進めるため、社会福祉協議会等と連携して、団体への助言や支援を行っていきます。

高齢者や障がい者の社会参加の促進

当事者や事業を運営する団体の意見を汲み取りながら、高齢者や障がい者が「支える」立場として参加が可能な場の拡充に向けて、関係団体等と連携して検討を進めていきます。

民生委員・児童委員、町会・自治会の活動支援

民生委員・児童委員の負担を軽減するため、依頼業務の見直し、関係機関との連携の強化等、委員の声を聴きながら活動環境を整えていきます。

また、地域の安全や安心が町会・自治会の活動により支えられていることを区民に広く周知し、加入者離れを防止するとともに、町会・自治会の活動が安定的に進められるよう、必要な支援を継続して行っていきます。

再犯防止に関する活動の推進

犯罪をした人等が再び犯罪や非行に陥ることがないように、生活基盤の安定に向けて必要な情報の提供や支援を、関係機関との連携をさらに強化して推進していきます。

(2) 身近な地域の居場所づくり [計画本書 P.42 ~]**高齢者のサロン活動の推進**

「ふれあい粋・活サロン」が「見守り」や「支え合い」の場としての役割も担っていけるよう、社会福祉協議会等とも連携を図りながら、必要な支援を行っていくとともに、より多くの方に参加していただけるよう、周知活動を強化していきます。

子どもや若者の居場所づくりの推進

子どもの居場所づくり事業については、関係団体同士の連携を強化する取組への支援を行うとともに、団体の活動の支援のさらなる充実を図ります。また、若者相談「わか」等と連携するほか、子どもや若者が参加しやすい事業を合わせて開催することにより、気軽に相談できる環境を整えていきます。

誰もが集える居場所づくりの推進

地域における社会資源や人材を発掘し、そのコーディネートを行いながら、誰もが集える居場所づくりの拡充を図っていきます。

(3) 地域住民等と行政との協働による地域生活課題の解決体制の構築

[計画本書 P.48 ~]

地域における見守り・防犯活動の推進

既存の各種ネットワーク会議等と連携して、より広範な関係機関との顔の見える関係を構築し、包括的な支援や地域のつながりの強化を行うことで、自分の周りでSOSを発している人の存在に気づき、声をかけ合える地域づくりを進めていきます。

社会福祉協議会等との連携・協働

地域の福祉を支える社会福祉法人等と連携し、経済的困窮や社会的孤立などの課題を解決できるよう、環境の整備や必要な支援を行っていきます。

民間事業者等との連携・協働

民間事業者等の社会貢献活動等を分かりやすく区民に周知していくとともに、地域や区民のニーズを的確に捉えながら、民間事業者等がそれぞれの得意分野を区政に活かしていただける場面を創出できる仕組の構築を進めていきます。

多文化共生の推進

外国人住民も参加しやすいイベント等を通じて日本人住民との交流の機会を増やし、住民同士がお互いの文化や生活習慣を認め合い、理解を深めることで、外国人住民が地域社会に溶け込み、共に安心して暮らせる地域社会を築くことにつなげていきます。

(4) 包括的な相談・支援体制の構築 [計画本書 P.57 ~]

複雑化・複合化した課題を抱える方やその世帯に対する支援を一層円滑に進めるため、子ども、高齢者、障がい者、生活困窮等の既存の相談窓口で受け止めた相談や困りごとに対し、その解決に向けて適切な支援につなぐことができるよう、各相談支援機関等との協働と連携を推進することにより、属性を問わない相談の受け止めと包括的な支援ができる体制の整備を図り、多機関協働を推進していきます。

基本方針2 誰もが安心して暮らし続けられる地域づくり

多様化、複雑化する地域の課題や悩み等を抱えた個人や世帯のニーズに対応し、それらの解決や改善を図るため、福祉や保健の分野に限らず、関連する様々な制度やサービス等の狭間を埋め、重なるようにつないで必要に応じた支援を届け、安心して暮らし続けられる地域をつくっていきます。

また、地域に暮らす方々の権利が守られ、お互いに信頼し、尊重し合い、自分らしく暮らすことのできる地域づくりを進めます。

(1) 住宅確保要配慮者への支援 [計画本書 P.59 ~]

住宅確保に関する地域の様々な課題について、情報、人材、ネットワーク、ノウハウ等を持ち寄って、整理し、発展的に活用する方法を協議していきます。

(2) 生活困窮者への総合的な支援体制の整備 [計画本書 P.62 ~]

相談者の困りごとを解きほぐし、個々の支援ニーズに応じた適切な支援を行うことができるよう、住居確保給付金の支給、地域居住支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業等を着実に実施していきます。

(3) 多様な地域生活課題への対応 [計画本書 P.64 ~]

高齢者への支援

地域住民が自ら実施する自主活動の広がりを後押しする支援を行うこと等により、高齢者の社会参加を図る地域での生きがいづくりの仕組を構築していきます。

障がい者(児)への支援

地域での生活を継続するための適切なサービスを必要とする方に届けられるよう、障害者基幹相談支援センターを中心に、関係機関等との支援ネットワークの構築・強化を行い、地域全体の相談支援体制の充実を図っていきます。

子ども・子育て家庭・若者への支援

妊娠から出産、子育て、子どもの成長段階を通じて切れ目のない支援を行うため、関連部署が連携して、子どもと子育て家庭に対する支援、児童虐待の未然防止と、子どもの貧困対策、困難を抱える若者の支援を一体的に推進していきます。

ケアラーへの支援

子どもの居場所や食事の提供、学習支援等を行う団体への支援の充実や連携の強化を図ることにより、身近に相談しやすい場所を増やし、地域全体でヤングケアラーの早期発見や支援が行える環境づくりをさらに推進していきます。

ひとり親家庭・困難な問題を抱える女性への支援

ひとり親家庭の自立及び安定した生活のために、さらに支援を充実させていきます。また、支援調整会議を通して関係機関のさらなる連携に努め、様々な問題を抱える女性の自己決定を尊重しながら自立に向けた一層の支援を行っていきます。

在宅医療に関する支援

医療資源の状況と今後の需要を分析し、高齢者分野だけでなく、医療的ケア児や若年性疾患を抱える方への対応など、在宅医療を必要とする方を支えるための地域医療体制を、医師会をはじめとした地域医療機関と連携して整備していきます。

自殺対策

医療機関や相談機関で早い段階で支援が受けられるよう、専門医等による精神保健相談や保健師等による相談を充実させるなど、悩みの相談や支援を受けやすくするための相談体制を整備していくとともに、自殺に関する相談に対応する職員等の資質の向上に取り組んでいきます。

社会的孤立をなくすための支援

社会参加の機会につなぐ必要がある支援対象者に対しては、個々のニーズを踏まえながら、地域における社会資源とのマッチングを推進するなど、参加支援を行っていきます。

(4) 権利擁護の推進(荒川区成年後見制度利用促進基本計画)[計画本書 P.83~]

権利擁護に関する総合的な取組

- 権利侵害に関する諸課題については、関連する事務事業の実施等を通じて、広く意識啓発を行うとともに、相談窓口の周知徹底を図り、差別解消や暴力・虐待防止等に向けた取組を推進していきます。

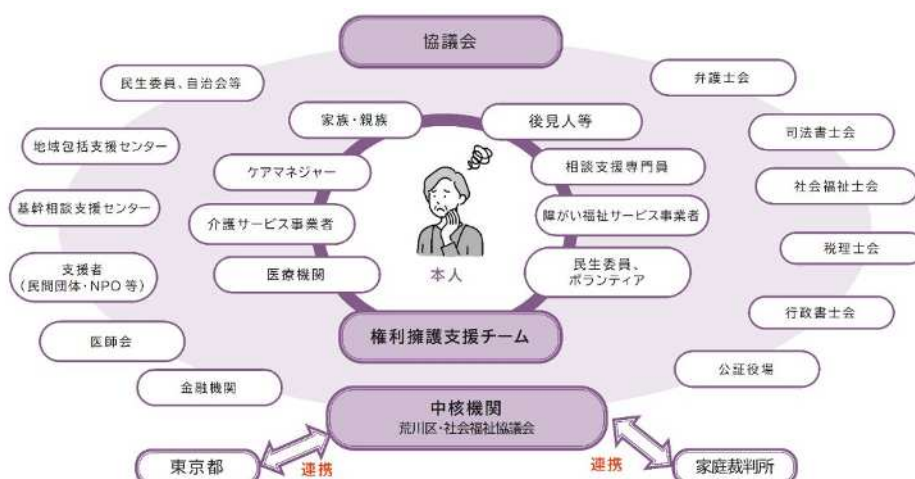
成年後見制度の利用促進

地域連携ネットワークづくりの推進

誰もが住み慣れた地域で、地域の人と支え合いながら、尊厳を持ってその人らしい生活を継続することができるよう、権利擁護支援の必要な方を把握し、行政だけでなく、地域や福祉、医療、金融、法律関係者、家庭裁判所等と連携し、適切に必要な支援につなげる仕組みを構築していきます。

ネットワークは、日常的に本人を見守る「チーム」、法律・福祉の専門職団体や関係機関がチームに対し必要な支援を行う「協議会」、ネットワークのコーディネートを担当する「中核機関」で構成されます。区においては、区とあんしんサポートあらかわとが連携して、この中核機関の役割を担っています。

地域連携ネットワーク(イメージ図)



成年後見制度の理解促進のための周知・啓発

相談窓口の充実

任意後見制度の利用促進

成年後見人等の担い手の確保・育成等の推進

(5) 災害時要配慮者対策の推進[計画本書 P.93~]

関係機関等と連携し、平時から地域における避難行動要支援者や要配慮者の情報の把握や、訓練の実施等を通じた理解の促進に努め、地域の中で避難行動要支援者等を支えていく体制を整備していきます。

基本方針3 地域福祉を支える基盤づくり

福祉分野を支え、サービスを担う人が働きやすく、働く意欲を持てるような環境づくりと、提供するサービスの質が維持・向上されるよう、組織の育成や支援を行います。

(1) 福祉人材の確保・定着・育成 [計画本書 P.95]

福祉の職場を正しく理解してもらい、ミスマッチによる早期離職を防ぐとともに、働き甲斐のある魅力的な職場であることの周知広報とともに、離職して働いていない有資格者へのアプローチなどを行っていきます。

(2) 福祉サービスの質の向上 [計画本書 P.97]

福祉サービスの質の向上と、社会福祉法人の運営の適正化を図るため、関係法人等への情報提供や日々の指導・支援等を充実させていくとともに、評価結果等を区民に分かりやすく提供していきます。

(3) デジタル技術の活用等 [計画本書 P.99]

誰もがデジタル化への恩恵が受けられるよう、デジタル機器に触れることができる機会を、より身近な場所で増やし、その価値を実感することで、利用方法等の習得につながるような取組をさらに進めていきます。

(4) バリアフリーの推進 [計画本書 P.100]

障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに意思を伝え、理解し、尊重し合いながら安心して生活することができる共生社会の実現を推進していきます。

令和8年3月発行

登録番号(07)0135

荒川区地域福祉計画【概要版】

編集・発行：荒川区福祉部福祉推進課

〒116-8501 荒川区荒川二丁目2番3号

電話 03(3802)3111 内線2611